

労働者の国外送り出しならびに
国外からの労働者および専門職従事者の受け入れに関するモンゴル法
2001年4月12日
ウランバートル

第1章

総則

第1条 本法律の目的

1.1 本法律は、国外で働くモンゴル国民およびモンゴルで働く外国人の雇用（以下「労働者の国外送り出しならびに国外からの労働者および専門職従事者の受け入れ」と称する）に関する諸関係を規定し、かかる労働者の権利と利益を保護することを目的とする。

第2条 労働者の国外送り出しならびに国外からの労働者および専門職従事者の受け入れに関する法律

- 2.1 雇用促進関連法は、モンゴル憲法¹、労働法²、外国人の法的身分に関する法³、社会保険法⁴、本法律、およびこれらに基づいて発布されたその他の法令で構成されるものとする。
- 2.2 モンゴルが加盟する国際条約が本法律と異なる内容を定めている場合、国際条約の条項が優先する。

第3条 国外での雇用の禁止

3.1 次の場合、国外での雇用は禁止する。

3.1.1 外国籍の者、国籍のない者、および18歳未満の者。

3.1.2 毒性、爆発性化学物質、および放射性、生物学的活性物質の取引、麻薬および毒物の製造ならびに販売を含む、国際レベルで禁止されている職。

¹ モンゴル憲法「Turiin medeelel」1992年 第1号

² 労働法 「Turiin medeelel」1999年 第25号

³ 外国人の法的身分に関する法 「Turiin medeelel」1995年 第2号

⁴ 社会保険法 「Turiin medeelel」1994年 第8号

第2章

労働者の国外送り出しならびに

国外からの労働者および専門職従事者の受け入れ活動の調整

第4条 労働問題担当の国家中央行政機関の権限

4.1 労働問題を担当する国家中央行政機関は、以下の権限を与えられている。

- 4.1.1 雇用および投資構造に関する政策と整合するように、労働者の国外送り出しならびに国外からの労働者および専門職従事者の受け入れに関する政策および指導を策定しかつその執行を保証する権限。
- 4.1.2 労働者の国外送り出しならびに国外からの労働者および専門職従事者の受け入れの仲介業務を行う特別許可を経済実態および国民に与える権限、モンゴルにおける外国人に対する雇用許可を付与する、拒否する、延長する、および無効にする権限。
- 4.1.3 雇用契約に基づいて国外で雇用されている者および国外からモンゴルに来て雇用されている者の社会的保護について契約に規定されている義務事項が履行されているかを監視し、その執行過程で明らかになった違反を根絶するための措置を講じる権限。
- 4.1.4 経済活動の諸分野および組織における全雇用者数を鑑み、国外から受け入れる労働者および専門職従事者の全雇用者数に占める割合を定め、政府の承認を保証する権限。
- 4.1.5 労働者の国外送り出しならびに国外からの労働者および専門職従事者の受け入れに関して、国家中央行政機関、政府の諸部局、および非政府組織の活動を調整する権限、関連外国政府組織および非政府組織と合意契約を締結する権限。

第5条 労働者の国外送り出しに関する契約における普通約款

5.1 経済実態、組織および国民（以下、「組織」と称する）は、国全体の労働力の知識および職業技能の向上を目的として、モンゴル国民のために外国での雇用、産業訓練、および就職に関する契約を締結することができる。

かかる契約は、国際法の基準、二国間で締結された合意契約の条項、および当該国の法律を遵守したものでなければならない。

5.2 労働者の国外送り出しの契約において、外国で雇用されるモンゴル国民の労働関係および社会的保護に関する条件は、当該労働者を受け入れる国の法律に定める基準を下回ってはならない。

5.3 労働者の国外送り出しに関する契約では、次の事項を明記しなければならない。

5.3.1 雇用契約に基づき雇用される国、都市、および組織の名称

- 5.3.2 職種および専門職種、肩書きおよび職位、労働者の数
- 5.3.3 契約期間、契約満了日および契約解除の条件
- 5.3.4 被雇用者の最低賃金
- 5.3.5 職務上の安全および健康に関する条件、勤務および休暇制度
- 5.3.6 宿泊施設、社会保障および福利厚生に関する事項
- 5.3.7 契約履行から生じる紛争および労働争議を解決する手段ならびに様式
- 5.3.8 社会保険および健康保険、年金、給付金、その他の救済措置
- 5.3.9 交通費および条件
- 5.3.10 賃金その他の合法的収入を雇用されている国から送金する可能性

第6条 労働者の国外送り出し

- 6.1 労働者を国外へ送り出す活動は、国外での雇用のための仲介業務を行うための特別許可（以下、「斡旋許可」と称する）を労働問題担当の国家中央行政機関から与えられた経済実態、組織および国民を通して行わねばならない。
- 6.2 労働問題担当の政府役人が斡旋許可を与える。斡旋許可証は、個別の記号および番号が付けられ当該の政府役人が署名をした公式文書である。許可証には、組織の名称と労働者受入国の名称、斡旋許可の認可決定番号、および許可の有効期間が記載される。
- 6.3 組織は、労働者の国外送り出しに関する契約を国外の組織と締結した場合は直ちに、就労のためにモンゴル国民を国外へ送り出すための斡旋許可申請書を国家中央行政機関に提出し、その申請書に次の書類を添えることとする。
 - 6.3.1 労働者の国外送り出しについて国外の組織と締結した契約書
 - 6.3.2 公証人が確認した、当該経済実態の登録証の写し
 - 6.3.3 組織がモンゴルの関連法で適用される必要条件を保證できかつ正常に運営していける可能性について税務署が発行した認定書
 - 6.3.4 国外で就労する国民についての斡旋業務引き受けの目的および指導事項、義務、責任、ならびに必要条件を記載した、当該組織からの公式書状
 - 6.3.5 国外で働く国民の選考手順、労働者と仲介組織との間で締結される契約書の案、および斡旋料支払いに関する決定
 - 6.3.6 関連銀行が発行した組織の財務力についての認定書
 - 6.3.7 必要に応じて、当該国の大使館、外交駐在員事務所、およびその他関連機関からの認定書
- 6.4 斡旋許可は、労働者の国外送り出しに関する契約に基づいて最長3年の期間で与えられ、組織の請求、活動報告および結果により延長することができる。労働問題担当の

政府役人が、斡旋許可の期間延長に関する決定を行う。

- 6.5 斡旋許可証に記載されていない国へ労働者を送り出す場合、労働問題担当の政府役人が、当該国の経済実態および組織と締結した契約書に基づいて斡旋許可を修正するか否かを決定する。
- 6.6 モンゴルの法に違反して労働者の国外送り出しに関する契約を結ぶ場合、ならびに本法律の 5.3 および 6.3 に規定する必要条件を満たさない場合、当該組織から申請書と関連書類を受け取ってから 15 日以内に、書面により、斡旋許可の付与も延長も、斡旋許可の修正も拒否する旨を通知しなければならない。
- 6.7 組織は、雇用契約に基づき労働者を国外へ送り出すたびに毎回、労働問題担当の国家中央行政機関による決定を受ける。
- 6.8 労働問題担当の国家中央行政機関は、就労のため国外へ送り出された者の氏名一覧、ならびに契約書および関連書類それぞれの写しを当該国にあるモンゴルの大使館、領事館、および外交駐在員事務所へ提出する。
- 6.9 国外での雇用のため特別な斡旋許可を与えられた組織が、モンゴル籍労働者の職業上の安全、社会保障および健康保障を失わせる、許可されていない国に労働者を送り出す、斡旋活動から高い利益をあげるため法外な額の仲介料を取り決めるなどして、モンゴル籍労働者の権利を著しく侵害した場合、労働問題担当の政府役人は組織の斡旋許可取り消しの決定を行う。
- 6.10 業務災害、急性中毒、および職業病によりモンゴル国籍の労働者が死亡した場合および障害者となった場合、斡旋許可を受けた組織がその損失回収を行い、家族の要請があった場合は、死体をモンゴルに輸送する費用を負担する。
- 6.11 モンゴル国民の要請があった場合、組織は、契約書の中に受入国の社会保険および健康保険適用の条文を入れると共に、モンゴルの社会保険法に基づいた保険適用を保証し、社会保険機関と契約を締結する。保険金によって支払われる収入総額は、最低賃金を下回ってはならない。
- 6.12 斡旋許可を受けるために課せられる支払額は、モンゴルの適用法に基づいて決定される。

第7条 国外からの労働者および専門職従事者の受け入れに関する契約の普通約款

- 7.1 経済実態、組織および国民（以下、「組織」と称する）は、科学、教育、および生産の分野に進歩的専門技術およびテクノロジーを導入するため、新しい生産およびサービス、組み立て、設備機器のメンテナンスに対処するため、ならびにプロジェクトの実施を目的として、高度な専門技能を要する職業と専門職について国外から労働者および専門職従事者を受け入れる契約を外国の合法的機関と締結することができる。
- 7.2 国外からの労働者および専門職従事者の受け入れに関する契約書には、以下の普通約

款を記載する。

- 7.2.1 組織の名称および外国人が従事する職
 - 7.2.2 外国人の専門職および職場の名称、雇用される外国人の数
 - 7.2.3 外国人の健康に関する必要事項
 - 7.2.4 専門職および教育レベルを証明する文書の相互認識に関する条件
 - 7.2.5 契約期間、契約満了日および契約解除の条件
 - 7.2.6 賃金の額
 - 7.2.7 職務上の安全および健康、労働条件、勤務および休暇制度
 - 7.2.8 宿泊施設、および福利厚生施設
 - 7.2.9 社会保険関連の事項
 - 7.2.10 契約履行から生じる紛争および労働争議を解決する手段ならびに様式
- 7.3 国家全体で大規模なプログラムおよび建設工事などのプロジェクトを実施するために国内だけでは労働力が供給できない場合、ならびに全国規模の災害の危険を除去するために必要な場合、政府の決定に基づき、国外から労働力を受け入れることができる。
- 7.4 自然災害、火災および洪水により外国人が命を落とした場合、当該外国人にはモンゴル政府からモンゴル国民と同様の支援と援助が与えられる。
- 7.5 業務災害、急性中毒、および職業病により死亡および障害者となった場合、外国人を雇用した組織がこれに関連する義務を完全に履行しなければならない。

第8条 国外からの労働者および専門職従事者の受け入れ

- 8.1 組織は、国外から労働者および専門職従事者を受け入れる前に、前もって労働問題担当の国家中央行政機関およびその管轄権を有する機関（以下「管轄」官庁と称する）から斡旋許可を受けなければならない。
- 8.2 本法律の 8.1 に記載の許可を受けるために、組織は次の書類を準備する。
- 8.2.1 国外から労働者および専門職従事者を受け入れる必要性、ならびに外国人が従事する職と業務の規模および期間、産業特性、外国人の就労場所、専門職種、業務経験および技能を詳しく記載した公式書状
 - 8.2.2 公証人が確認した、経済実態、組織および外国投資経済実態の登録証の写し
 - 8.2.3 国外からの労働者および専門職従事者の受け入れについて外国の合法的機関と締結した契約書
 - 8.2.4 外国人のパスポートの写し
 - 8.2.5 外国人の専門職証明書および学位資格証書
 - 8.2.6 雇用する分野の省庁からの身元照会状
 - 8.2.7 外国人および外国人とその家族の資格身分に関連する問題を担当する官庁が出した提案および意見

- 8.2.8 国外から労働者および専門職従事者をおよびある組織に受け入れる必要性ならびに需要に関して地元の雇用サービス部門が出した意見
- 8.3 管轄官庁は、関連書類を受領し審査した上、政府が定めた割合と人数の範囲内で、モンゴルにおける外国人の雇用許可を与える。
- 8.4 本法律の 8.2 および 8.3 に従って、組織の要請、従事した職務の成果、および雇用延長の理由を受領し審査した上、雇用許可は最長 1 年の期間で与えられ、その期間は延長される。
- 8.5 雇用許可に基づいて外国人をモンゴルに赴任させた組織は、外国人およびその資格身分に関連する問題を担当する官庁に登録しなければならない。
- 8.6 雇用許可を与えられた外国人が組織と締結した雇用契約を破棄する場合、管轄官庁は、組織、雇用された外国人、および契約破棄の理由の付託に基づき適正な手続きに従って許可を与えるか否かを決定する。
- 8.7 モンゴルでの雇用許可を与えられた外国人が、ある組織と締結した雇用契約に定める義務を履行しなかった場合、雇用契約の条項に違反した場合、許可を得ずに職を求めて他の組織および地域に移動した場合、組織の付託に基づき、担当の管轄官庁がその雇用許可を無効とし、その旨を外国人およびその資格身分に関連する問題を担当する官庁に通知する。
- 8.8 外国人の雇用許可の期間は、本法律の 8.2.1 に記載した公式書状の形式で申請がなされた日を起点として計算する。
- 8.9 労働問題担当および財務担当の政府役人が合同で、外国人に雇用許可を与える際の行政手続きおよび支払額を承認する。

第 9 条 職場の支払い、その額

- 9.1 外国人に職場を提供しその雇用および収入を伴う業務を保証するために、経済実態、組織および国民が本法律の 9.2 に定める額の職場納入金を支払う。
- 9.2 職場納入金の月額額は、外国人 1 人につきモンゴル政府が承認した最低賃金の 2 倍に等しい額とする。
- 9.3 職場納入金は、雇用促進基金に一括して集められ、職場を創出し失業を減らす諸施策に利用される。
- 9.4 本 9 条に定める支払いは、国外の外交駐在員事務所および領事館、ならびに国際機関の常駐駐在員事務所で雇用されている外国人、教育および科学の分野で契約により雇用されている専門職従事者および労働者には適用しない。また、契約書に明記されている場合、政府間合意により雇用されている専門職従事者および労働者には適用しない。
- 9.5 政府が、職場納入金の支払い、その救済および免除に関する規定を承認する。

第 3 章

雑則

第 10 条 外国にある組織および外交駐在員事務所の責任

- 10.1 労働者の国外送り出しならびに国外からの労働者および専門職従事者の受け入れに関する契約の履行、国外で雇用されているモンゴル国民、国外から受け入れた労働者および専門職従事者に関して、組織は、承認された形式に従って四半期ごとに報告書と情報を準備する。契約破棄および契約延長に関する情報は滞りなく準備し、正式に国家中央行政機関およびその管轄官庁に提出しなければならない。
- 10.2 組織は、雇用契約が満了した際は直ちに国外で雇用されているモンゴル国民ならびに国外から受け入れた労働者および専門職従事者を本国へ帰国させる措置を講じる義務を負う。
- 10.3 外国にある大使館、領事館、および外交駐在員事務所は、国外で雇用されているモンゴル国民および産業訓練を受けているモンゴル国民、ならびにモンゴルで雇用されている外国人に関して、下記の義務を負う。
 - 10.3.1 国外におけるモンゴル国民の雇用に関する契約の履行を監視する。
 - 10.3.2 雇用契約に基づき国外で雇用されているモンゴル国民の登録および記録を管理し、四半期ごとに国家中央行政機関に提出する。
 - 10.3.3 必要に応じて、現場を訪問し、労働条件、賃金問題、および福利厚生問題について調査を行い、当該国の管轄官庁に対処を求めるなどしてモンゴル国民に支援と援助を与える。
 - 10.3.4 モンゴルへの入国ビザを発行する前に国外からの労働者および専門職従事者の受け入れ契約が締結され雇用許可が与えられているかどうかを監視、調査し、適切な勧告を出す。

第 11 条

- 11.1 雇用促進関連法の遵守に関する監視取締りは、国家中央行政機関またはその管轄官庁、the aimag、首都、地域の知事事務所が行う。

第 12 条 法律違反に対する制裁

- 12.1 労働者の国外送り出しならびに国外からの労働者および専門職従事者の受け入れに関する法律違反が刑事訴訟の対象とならない場合、国家労働問題調査官または判事により、下記の行政的制裁が課される。
 - 12.1.1 本法律の 6.1 および 8.1 の条項に違反して国外から労働者および専門職従事者を受け入れた場合、その損失を弁済しなければならない。かつ、担当役人は 3 万 - 6 万

トゥグリクの罰金を課せられ、経済実態または組織は15万-25万トゥグリクの罰金を課せられるものとする。

- 12.1.2 本法律の9.1の条項に定める支払額を支払わなかった場合、その支払額を弁済しなければならない。かつ、当該経済実態および組織は15万-25万トゥグリクの罰金を課せられるものとする。
- 12.1.3 本法律の10.1の条項に違反して報告書と情報を提出しなかった場合、担当役人は5千-2万5千トゥグリク、経済実態または組織は5万-10万トゥグリクの罰金を課せられるものとする。
- 12.1.4 本法律の10.1の条項に定める労働者の帰国措置を取らず、許可なく雇用される可能性を提供した場合、担当役人は5万-1万トゥグリク、経済実態または組織は50万-100万トゥグリクの罰金を課せられるものとする。

第13条 本法律の施行

13.1 本法律は、2001年6月1日に施行される。

国家 Ikh Khural 副議長 J. Byambador